

業務核都市制度の概要

（１）背景・目的

東京圏における住宅問題、職住遠隔化等の大都市問題の解決を図るため、東京都区部以外の地域で相当程度広範囲の地域を中心となるべき都市（業務核都市）を業務機能をはじめとした諸機能の集積の核として重点的に育成整備し、東京都区部への一極依存型構造をバランスの取れた地域構造に改善していくことが必要である。

このため、「第４次首都圏基本計画（昭和 61 年 6 月決定）」において業務核都市の整備の考え方が示され、さらに昭和 63 年に制定された多極分散型国土形成促進法（以下「多極法」という。）において業務核都市制度が定められ、これらに基づき業務核都市の育成整備が進められてきたところである。

その後、平成 11 年 3 月に決定された「第５次首都圏基本計画」では、首都圏における地域構造の目標として「分散型ネットワーク構造」が掲げられた。これは拠点的な都市を中心に諸機能がバランスよく配置された自立性の高い地域を形成すると共に、首都圏内外の拠点と相互の連携・交流によって機能を分担し、補完し高め合う構造である。東京中心部の近郊の地域では、業務機能等の都市機能集積を有し広域的な連携・交流の要となる「広域連携拠点」を、業務核都市として育成・整備することとされている。

（２）制度上の概念

〔業務核都市の性格〕

東京都区部以外の地域において、その周辺の相当程度広範囲の地域の中核となるべき都市。なお、多極法第 22 条第 4 項では、業務核都市基本方針（平成元年総理府告示第 19 号）について、首都圏整備計画等との調和が保たれなければならないと規定しており、同計画では次のとおり定めている。

業務核都市（東京都市圏の広域連携拠点）〔第５次首都圏基本計画〕

東京都市圏	広域連携拠点の名称	同意業務核都市基本構想の名称
西 部	横浜・川崎広域連携拠点	横浜業務核都市基本構想
		川崎業務核都市基本構想
	厚木広域連携拠点	厚木業務核都市基本構想
	町田・相模原広域連携拠点	町田・相模原業務核都市基本構想
	八王子・立川・多摩広域連携拠点	八王子・立川・多摩業務核都市基本構想
	青梅広域連携拠点	
北 部	川越広域連携拠点	
	熊谷広域連携拠点	熊谷・深谷業務核都市基本構想
	浦和・大宮広域連携拠点	埼玉中枢都市圏業務核都市基本構想
	春日部・越谷広域連携拠点	春日部・越谷業務核都市基本構想
	柏広域連携拠点	
	土浦・つくば・牛久広域連携拠点	土浦・つくば・牛久業務核都市基本構想
東 部	成田広域連携拠点	成田・千葉ニュータウン業務核都市基本構想
	千葉広域連携拠点	千葉業務核都市基本構想
	木更津広域連携拠点	木更津業務核都市基本構想

※太字は第５次首都圏基本計画で新たに業務核都市として位置づけられた都市を示す。

〔業務施設集積地区〕

業務核都市の区域のうち、業務施設を特に集積されることが適当と認められる地区。業務施設集積地区においては、同地区を整備する上で中核となる施設の整備等が促進される。

〔中核的施設〕

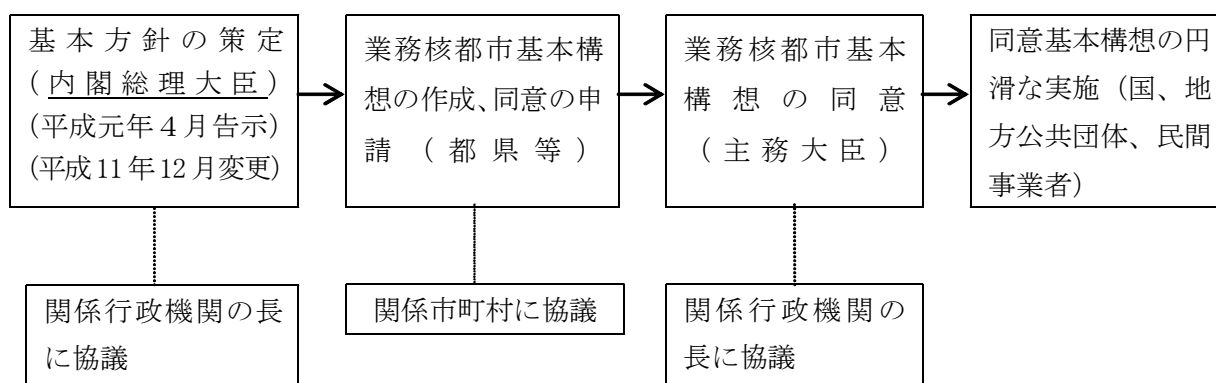
以下の施設のうち、業務施設集積地区を整備する上で中核となる施設。

I 民活法上の特定施設

II 多極法の政令で定める施設（以下の11種類の施設）

- ①研究施設、②情報処理施設、③電気通信施設・放送施設、④展示施設・見本市場施設、⑤研修施設・会議場施設、⑥交通施設、⑦インテリジェントビル、⑧流通業務施設、⑨教養文化施設、⑩スポーツ・レクリエーション施設、⑪スポーツ、音楽、展示等の多様な機能を有する施設

（３）業務核都市整備の手続き



（４）支援措置

1. 税制上の特例措置・・・事業所税の課税標準に係る特例措置
中核的民間施設に対する事業所税（資産割）の課税標準となる事業所床面積が5年間1／3控除される。
2. 資金確保の支援措置（H17年度）
日本政策投資銀行による出融資制度（特定民間都市基盤施設整備事業）
3. 地方債の特例
公設民営の中核的施設の整備事業については、一般単独事業債（一般分）の対象になる。